

海老名市新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急経済対策（第2弾）

～中小企業及び個人事業主への支援～

市は、外出自粛や休業要請により、事業活動に影響を受けている中小企業及び個人事業主を支援するため、新たに3つの取り組みを行います。

1 （仮称）海老名市中小企業等事業継続支援金の創設

令和2年3月及び4月のうち、いずれかの月の売上高が前年同月と比べて20%以上減少している中小企業及び個人事業主（建設業、製造業、不動産業等は除く）に対し、支援金を支払う。

- (1) 支援金額等
1事業所あたり上限30万円、想定件数 約1200件
- (2) 実施期間
令和2年5月中旬から6月中旬まで
- (3) その他
原則、郵送による申請（窓口での申請も可）
制度の詳細が決定し次第、ホームページ等で公表予定

2 海老名市中小企業事業資金融資制度の拡充

- (1) 融資対象者の追加
市の融資制度「景気対策特別資金」の対象者に、市長が認定した中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）に規定する特例中小企業者を追加する。
- (2) 据置期間の設定・延長
融資実行当初及び融資期間中の元金の返済を猶予する。

資金の種類	据置期間（改正前）	据置期間（改正後）
中小企業支援資金		6月以内
景気対策特別資金	6月以内	12月以内
創業等資金		6月以内

3 海老名商工会議所との合同相談窓口の設置

国・県・市の経済対策及び支援策に対し、市内中小企業及び個人事業主が申請等を円滑に行えるよう、市及び海老名商工会議所が合同で事前予約制の相談窓口を設置する。

- (1) 対象 市内中小企業及び個人事業主（商工会議所非会員も含む）
- (2) 場所 海老名商工会議所 3階ホール
- (3) 期間等 令和2年5月7日から6月中旬まで、週3回開催予定
- (4) その他 制度の詳細が決定し次第、ホームページ等で公表予定

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市経済環境部商工課 電話 046・235・4843